# 第1回(仮称)三田西認定こども園運営方針等検討委員会

日時:令和4年8月4日(木)19:00~ 会場:ふれあいと創造の里 大会議室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 検討委員会の設置について
  - ・市立幼稚園再編計画の概要
- 4 会長、副会長の選任について
- 5 会議の運営について
  - (1) 会議の公開について
  - (2) 会議録の作成について
- 6 協議・報告事項
  - (1) 通園バスの基本的な考え方について(再編計画VI(1)ア~ウ(P9))
  - (2) 認定こども園整備期間中の保育場所について(再編計画IV(P7))
  - (3) 令和5年度向け園児募集について(再編計画V(P8))
- 7 次回の日程について

事務局:子ども・未来部 子育て応援室 幼児教育振興課

電話:559-5232 FAX:563-3611

e-mail:youjikyo@city.sanda.lg.jp

# (仮称) 三田西認定こども園運営方針等検討委員会 委員名簿

園名	氏名	選出区分	備考
広野幼稚園	吉田 孝	地域の代表者	
	酒田 涼子	保護者の代表者	
	藪内 美穂	園長が必要と認める者	
	廣瀬 みちか	園の教職員	
本庄幼稚園	山田 啓郎	地域の代表者	
	奥本 達哉	保護者の代表者	
	中村 永治	園長が必要と認める者	
	関灘 綾	園の教職員	
藍幼稚園	森本 さくら	地域の代表者	
	下良 志帆	保護者の代表者	
	一 里美	園長が必要と認める者	
	古林 奈美	園の教職員	_

# (仮称) 三田東認定こども園運営方針等検討委員会 委員名簿

園名	氏名	選出区分	備考
志手原幼稚園	小坂 悦朗	地域の代表者	
	小杉 有美	保護者の代表者	
	杓谷 公江	園長が必要と認める者	
	黒田 弥生	園の教職員	
小野幼稚園	西上 俊彦	地域の代表者	
	尾山 真由美	保護者の代表者	
	馬場 俊彦	園長が必要と認める者	
	森鼻 明子	園の教職員	
母子幼稚園	塚本 哲也	地域の代表者	
	杉本 孝行	保護者の代表者	
	渡邊 秀仙	園長が必要と認める者	
	吉川 恵子	園の教職員	
高平幼稚園	西 克宏	地域の代表者	
	牲川 慶	保護者の代表者	
	西 るみ	園長が必要と認める者	
	原田 晶子	園の教職員	

# 事務局

子ども・未来部	奥 毅吾	部長	
子育て応援室	西垣戸 泰	室長	
幼児教育振興課	藤田 崇宏	課長	
IJ	久後 紀子	参事	
IJ	増田 剛之	係長	
IJ	坪倉 万里		
IJ	岩元 郁子		

## 三田市立認定こども園運営方針等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三田市立幼稚園の再編を円滑に推進するとともに「三田市立認定こども園」 の開設に向けて必要な事項の協議又は意見交換を行うため、三田市立認定こども 園運営方針等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(名称)

- 第2条 委員会は、次に掲げるとおりとし、対象幼稚園は別表のとおりとする。
  - (1) (仮称) 三田西認定こども園運営方針等検討委員会
  - (2) (仮称) 三田東認定こども園運営方針等検討委員会 (所掌事務)
- 第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議又は意見交換を行い、その結果を 市長及び教育長に報告する。
  - (1) 認定こども園の設置に関すること
  - (2) 認定こども園の運営に関すること
  - (3) その他必要な事項に関すること
- 2 前条の委員会については、同条各号に掲げる委員会ごとに開催する。ただし、 各委員会に共通する事項について、各委員会が選任する者が合同で協議等をする ことができる。

(報告内容の尊重)

第4条 市長及び教育長は、前条第1項の規定による報告の内容を尊重するものと する。

(組織)

- 第5条 第2条各号に掲げる各委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。
  - (1) 再編の対象となった幼稚園の園区の地域の代表者 各1名
  - (2) 再編の対象となった幼稚園の園区の保護者の代表者 各1名
  - (3) 再編の対象となった幼稚園の園区で幼稚園長が必要と認める者 各1名
  - (4) 再編の対象となった幼稚園の教職員 各1名
- 2 各委員会は、必要に応じて分科会を置くことができる。分科会の構成員は、別 途委員会が定める者で組織し、分科会で協議した内容は委員会へ報告するものと する。

(任期)

第6条 委員の任期は、第3条に定める所掌事務が終了する日までの期間とする。

- 2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (報償)
- 第7条 委員の報償は、無償とする。

(会長及び副会長)

- 第8条 各委員会に会長1名及び副会長若干名を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第9条 委員会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事運営に関する議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否 同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取 し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、市立幼稚園を担当する課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委 員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に招集される会議は、第9条第1項の規定にかかわらず、 市長が招集する。

## 別表(第2条関係)

委員会名称	対象幼稚園
(仮称) 三田西認定こども	広野幼稚園、本庄幼稚園、藍幼稚園
園運営方針等検討委員会	
(仮称) 三田東認定こども	志手原幼稚園、小野幼稚園、母子幼稚園、高平幼稚園
園運営方針等検討委員会	

# 会議の公開について(協議)

## 【協議の趣旨】

認定こども園運営方針等検討委員会は、市情報公開条例により公開が義務付けられる会議体ではありません。そこで、**本委員会の会議の公開(傍聴を含む。)の是非について**協議をさせていただくものです。

なお、市の附属機関における会議の公開のルールは次のとおりとなっています。

## 【参考:附属機関における会議の公開】

## 1 会議の公開

三田市情報公開条例に基づき、市長等が置く附属機関が行う会議については、原則公開になります。ただし、公開することにより、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」等の場合は、委員会の決定により非公開とすることができます。

## 2 会議録の公開

- (1) 会議録は、三田市情報公開条例に基づき、非公開情報を除いて公開され、下記の事項を記載し作成します。
  - ① 会議の名称
  - ② 開催の日時及び場所
  - ③ 出席した委員の氏名
  - ④ 出席した庶務職員の職及び氏名
  - ⑤ 意見陳述等のために出席した者の氏名
  - ⑥ 傍聴者の人数
  - (7) 議題
  - ⑧ 会議の内容(主な意見、結論等)
  - ⑨ 会議の公開・非公開の区分
  - ⑩ 使用した資料の名称
  - ① 連絡先
  - ② その他必要と認める事項など
- (2) 会議録に記録する発言等の内容についてはその要点を記録し、発言者名の取扱いについては「委員長」「副委員長」「委員」等職名のみ記載します。
- (3) 会議録は、ホームページ等で公開します。
- (4) 会議録の作成に当たっては、出席委員へ確認ののち、委員長が内容の確定を行うこととします。

# <三田市情報公開条例抜粋>

- 第30条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。
  - (1) <u>第7条各号</u>に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議 を開催する場合
  - (2) 省略
  - ⇒第7条第5号 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

## 認定こども園運営方針等検討委員会における会議録の取り扱いについて(案)

検討委員会の会議録について、附属機関の例により次のとおり取り扱うこととします。

- 1 下記の事項を記載した会議録を作成します。
  - (1) 会議の名称
  - (2) 開催の日時及び場所
  - (3) 出席した委員の氏名、欠席した委員の氏名
  - (4) 出席した庶務職員の職及び氏名
  - (5) 意見陳述等のために出席した者の氏名
  - (6) 傍聴者の人数
  - (7) 議題
  - (8) 会議の概要(結論)
  - (9) 会議の公開・非公開の区分
  - (10) 使用した資料の名称
  - (11) 連絡先
  - (12) その他必要と認める事項など
- 2 会議録に記録する発言等の内容についてはその要点を記録し、発言者名の取扱いについては「会長」「副会長」「委員」等職名のみ記載します。
- 3 会議録は、ホームページ等において公開します。
- 4 会議録の作成に当たっては、出席委員へ確認したのち、会長又は分科会会長が内容の確定を行うこととします。
- 5 オンライン形式で委員会を開催する場合の会議録の取扱いについても上記と同様とします。

# (1) 認定こども園の通園バスの基本的な考え方について

これまでの再編計画(案)についての意見交換会等において、通園手段(バス)について、長時間乗車による園児の負担など、多くのご意見をいただいています。具体的な停車場所等については、利用される方が具体的になった時点で決定等をすることとしています。ここでは、具体的な話し合いをするに当たって、保護者の皆さんの利便性と長時間乗車の回避の均衡等を図るため、通園バスの「基本的な考え方」について、整理したいと考えています。

→意見交換会等でいただいたご意見や他市の公立認定こども園・市内民間園の状況に鑑み、次のとおり通園 バスを運用することとします。

台数	乗車時間の目安	停留所の考え方	委託·直営	バスの所有	備考
各認定こども園に 2台ずつ 計4台 (18人・12人乗り)	概ね50分以内 (添乗員同乗)	基本ルートを基に新入園 児の居住場所により設定	委託	リースor購入	車庫は 各幼稚園

#### ※その他

- ・登降園のルート運行以外に、遠足等にもバスを利用
- ・バス運行時の連絡方法は、システム活用を検討(運行管理アプリ等)
- ※注 通園バスは、閉園する園の園区内にお住いのお子さんで認定こども園を「幼稚園」として利用される方を対象としています。

具体的な運行ルートや停車場所については、「基本的な考え方」に基づいて、認定こども園の開設時に幼稚園として利用される方々とご相談させていただき、決定することとします。

#### 【参考1】他市の公立認定こども園の通園バス運用について

	乗車時間の目安	停留所の考え方	委託·直営	バスの所有	備考
丹波篠山市 A認定こども園	40分前後	基本ルート上で変更有	委託	所有	3台
丹波篠山市 Tこども園	40分前後	基本ルート上で変更有	委託	所有	5台
三木市 Y認定こども園	50分前後	基本ルート上で変更有	委託	リース	1台

## 【参考2】市内私立幼稚園(認定こども園)通園バス運用について(聞き取りによる)

	乗車時間の目安	停留所の考え方	委託·直営	バスの所有	備考
S幼稚園	30~40分	基本ルート上で変更有	委託(園の雑務も含む)	リース	1台
Y幼稚園	50分以内	基本ルート上で変更有	委託	所有	
F幼稚園	40分以内	利用者によって設定	委託	所有	2台4コース
K幼稚園	40分以内	利用者によって設定	1台 直営 2台 委託	1台所有 (園運転手) 2台リース	3台
T認定こども園	60分以内	基本ルートを基に変更有	委託	リース	
H幼稚園	50分以内	基本ルートを基に変更有	委託	リース	各園2台計6台

# (2)認定こども園整備期間中の広野幼稚園の保育場所について

認定こども園の設置に当たっては、広野幼稚園を活用することとしており、下表の改修工事が必要となります。

名称	改修等する園舎	実施	内容	期間
(仮称)三田西認定こども園	広野幼稚園	R5	改築	約3か月

園児の皆さんの安全を確保するためにも、改修中は園舎の利用を停止する 必要があり、その間の保育場所を確保する必要があります。

学校及び市教育委員会とも協議を行い、広野小学校において 2 部屋の保育室を確保するめどが立ったことから、広野小学校の余裕教室を活用して、園舎を使用できない間の保育等を行なうこととします。

# (3) 令和5年度向け園児募集について

【令和5年度向け募集要項(案)抜粋】

## 1 入園資格について

市立幼稚園は、園児募集にあたって、園区(小学校区)を基本としながら、定員の範囲内で各幼稚園の園区外からも入園を希望することができます。本市に保護者と居住し、住民登録をしている幼児のうち、下記の期間に生まれた方が対象です。

5歳児=平成29年4月2日~平成30年4月1日生 4歳児=平成30年4月2日~平成31年4月1日生 3歳児=平成31年4月2日~令和 2年4月1日生

- ※園区外のお子さんについては、4歳児から5歳児への進級時の利用希望者が定員を超えるときは、在籍している園区 外のお子さんに転園していただくことがあることをご了承ください。
- ※令和6年4月に開設する(仮称)三田西認定こども園の「新しい園区」(現在の広野・本庄・藍各幼稚園の園区)に居住の幼児が、「新しい園区」内の居住地以外の園(広野・本庄・藍)の利用を希望された場合は、「園区内」とみなします。
- ※令和5年4月1日までに、三田市内に転入予定の方も対象となりますが、『転入先の住所と転入時期がわかる書類(賃貸・売買契約書の写し、実家の場合は住所と転入時期を申込書に記載)』が入園願書の受付時に必要です。

#### 2 募集人数について

(令和4年6月30日時点)

園名	-	募集人数(人)	)	(参	(参考)今後の予定について			
	3 歳児	4 歳児 5 歳児		R5	R6	R7		
三田幼稚園	25	17	13		現状どおり			
三輪幼稚園	25	13	21		現状どおり			
松が丘幼稚園	25	30	29		3歳児保育導入			
広野幼稚園	-	25	23	※1 R6.3 閉園	Re 広野の施設を活	6.4 用して(仮称)三		
本庄幼稚園	-	混合学級	19	R6.3 閉園	田西認定こども園開設			
藍幼稚園	-	混合学級	18	R6.3 閉園				
小野幼稚園	-	混合学級	24	現状どおり	R7.3 閉園	R7.4 志手原の施設		
志手原幼稚園	1	混合学級	25	現状どおり	※2 を活用して(イ R7.3 閉園 称)三田東認			
母子幼稚園	-	混合学級	30	現状どおり	R7.3 閉園	定こども園開設		
高平幼稚園	-	混合学級	26	現状どおり	R7.3 閉園			

- ・学級編制を考慮のうえ、各幼稚園の収容組数の範囲内で募集します。
- ・入園希望者が募集定員を上回る場合は、抽選にて入園の決定をします(詳しくは三田市ホームページをご覧ください)。 抽選の有無については10月17日(月)15時頃、三田市ホームページにて発表します。
- ・入園する幼児数によっては 4.5 歳児混合学級になる場合があります。
- ・令和 6 年度の「(仮称)三田西認定こども園」の開設に向けて、広野・本庄・藍幼稚園の令和 5 年度 4 歳児の募集人数を設定しています。
- ※1 認定こども園開設に向けて改修工事を行うため、令和5年度の一時期、他施設での保育となります。
- ※2 認定こども園開設に向けて改修工事を行うため、令和6年度は他施設での保育となります。

#### 3 入園の手続き

入園願書は各市立幼稚園、三田市役所幼児教育振興課(本庁舎2階)にて9月1日(木)より配布します。三田市ホームページからダウンロードすることも可能です。入園願書受付時に幼稚園にてご記入いただくこともできます。

入園願書受付(願書の提出は1園に限ります。)

日 時:令和4年10月13日(木)·14日(金) 14時30分~16時

場 所: 入園を希望する幼稚園

入園願書受付(追加募集) ※募集人数に達していない幼稚園のみ

日 時:令和4年10月28日(金)14時30分~16時

場 所: 入園を希望する幼稚園

- ○11月1日以降、募集人数に達していない幼稚園については、先着順に随時入園願書を受け付けます。
  - ※三田幼稚園、三輪幼稚園には駐車場がありませんのでお車での来園はできません。
  - ※気象警報発表等により延期となる場合は、三田市ホームページにてお知らせします。

## 4 幼稚園見学会・入園募集説明会 ※事前申し込みが必要です。

参加を希望される方は、直接幼稚園に電話にて申し込んでください。

園 名	実施日	①幼稚園見学会 ②入園募集説明会	園 名	実施日	①幼稚園見学会 ②入園募集説明会
三田幼稚園	10月4日(火)	①10:00~10:50 ②11:00~11:30	広野幼稚園	10月4日(火)	①10:00~10:45 ②10:55~11:30
三輪幼稚園	10月5日(水)	①10:00~10:40 ②10:50~11:20	本庄幼稚園	10月5日(水)	①10:00~10:50 ②11:00~11:30
志手原幼稚園	10月6日(木)	①10:00~11:00 ②9:30~10:00	藍幼稚園	10月6日(木)	①10:00~11:00 ②11:00~11:30
小野幼稚園	10月5日(水)	①10:00~10:50 ②11:00~11:30	松が丘幼稚園	10月6日(木)	①9:30~10:30 ②10:30~11:00
母子幼稚園	10日7日(金)	①10:00~11:00 ②11:00~11:30	高平幼稚園	10月4日(火)	①10:00~10:50 ②11:00~11:30

- ・ご来園の際には、特別な理由がある場合を除き、マスクを着用してください。
- ・風邪等の症状がある方は参加をご遠慮ください。

#### ~三田市立幼稚園再編計画について~

- ・令和5年度より松が丘幼稚園で3歳児保育を導入します。
- ・現広野・本庄・藍幼稚園は令和6年3月末に閉園します。同年4月に現広野幼稚園の施設を活用し、「(仮称)三田西認定こども園」を開設します。広野・本庄・藍幼稚園に在籍している4歳児は、開設するこども園に通園します。その際、本庄・藍幼稚園区にお住まいの1号認定(幼稚園として利用される)のお子さんが利用できる通園バスをご用意します。
- ・広野幼稚園は、「(仮称)三田西認定こども園」の開設に向けて令和5年度に改修工事を行います。
- ・現志手原・小野・母子・高平幼稚園は令和7年3月末に閉園します。同年4月に現志手原幼稚園の施設を活用し、「(仮称)三田東認定こども園」を開設します。令和6年度に志手原・小野・母子・高平幼稚園に在籍している4歳児は、開設するこども園に通園します。その際、小野・母子・高平幼稚園区にお住まいの1号認定(幼稚園として利用される)のお子さんが利用できる通園バスをご用意します。
- ・志手原幼稚園は、「(仮称)三田東認定こども園」の開設に向けて令和6年度に改修工事を行います。

# 令和4年度三田市立幼稚園区内就学前施設在籍状況(R4年4月現在)

R6 こども園開設時

(単位:人)

													L . /\/
園区	種別	0歳児	1歳児	2貞	表児	3歳	児		焽		焽		計
	1至 かり	3号	3号	1号	2・3号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2・3号
	認定こども園	2	0	0	4	3	4	10	5	2	4	15	19
	小規模保育	0	1	-	2	-	-	-	-	-	-	_	3
広野	保育所	5	13	-	5	-	12	-	10	-	5	_	50
以到	市立幼稚園	ı	_	ı	-	1	-	7	-	14	-	22	-
	合 計	7	14	0	11	4	16	17	15	16	9	37	72
	園区内人口	22	24	-	22	2	8	3	6	2	28	10	60
	認定こども園	0	0	0	0	0	1	0	2	1	2	1	5
	小規模保育	0	0	ı	0	ı	-	-	-	-	-	_	0
本庄	保育所	0	1	-	2	1	2	-	2	-	3	_	10
一个庄	市立幼稚園	-	_	-	-	0	-	1	-	4	-	5	-
	合 計	0	1	0	2	0	3	1	4	5	5	6	15
	園区内人口	8	5		7	ļ	5	'	7	1	0	4	-2
	認定こども園	1	0	0	2	0	1	1	2	3	3	4	9
	小規模保育	0	0	-	0	-	-	_	-	_	-	_	0
藍	保育所	0	1	-	2	-	4	-	0	-	4	_	11
<b>355</b> .	市立幼稚園	_	-	-	-	0	-	1	-	7	-	8	-
	合 計	1	1	0	4	0	5	2	2	10	7	12	20
	園区内人口	8	7		10	9	9		5	1	7	5	6
	認定こども園	3	0	0	6	3	6	11	9	6	9	20	33
	小規模保育	0	1	-	2	-	-	_	-	_	-	_	3
合計	保育所	5	15	-	9	1	18	-	12	-	12	_	71
	市立幼稚園	_	-	-	-	1	-	9	-	25	-	35	-
	合 計	8	16	0	17	4	24	20	21	31	21	55	107
	園区内人口	38	36		39	4	2	4	18	5	55	2	58

# R7 こども園開設時

園区	種別	0歳児	1歳児	2	表児	3歳	焽	4歳	焽	5歳	焽	슴	計
超丘	1里 川	3号	3号	1号	2·3 <del>号</del>	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2・3号
	認定こども園	0	1	0	1	1	2	1	0	1	3	3	7
	小規模保育	1	0	-	0	-	-	-	-	-	-	_	1
志手原	保育所	0	1	-	3	-	0	-	2	-	3	_	9
心一脉	市立幼稚園	_	-	-	-	0	-	5	-	5	-	10	-
	合 計	1	2	0	4	1	2	6	2	6	6	13	17
	園区内人口	5	7		9	•	7	1	8	1	2	4	18
	認定こども園	0	0	0	1	2	0	1	1	0	1	3	3
	小規模保育	0	0	-	1	-	-	-	-	-	-	_	1
小野	保育所	2	2	-	3	-	1	-	3	-	1	_	12
11.71	市立幼稚園	_	-	-	-	0	-	6	-	1	-	7	-
	合 計	2	2	0	5	2	1	7	4	1	2	10	16
	園区内人口	6	6		7	ļ	5	1	<u>1                                    </u>	;	3		38
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小規模保育	0	0	-	0	ı	-	-	-	-	-	_	0
母子	保育所	0	0	-	0	ı	0	-	0	-	0	_	0
- <del></del> ,	市立幼稚園	_	_	_	-	0	-	0	-	1	-	1	-
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	1	0
	園区内人口	0	0		0	(	0		0		1		1
	認定こども園	0	0	0	1	1	4	2	1	1	2	4	8
	小規模保育	0	1	-	0	1	-	-	-	-	-	_	1
高平	保育所	0	1	_	3	_	2	_	3	_	1	_	10
100	市立幼稚園	_	-	_	-	0	-	3	-	8	_	11	-
	合計	0	2	0	4	1	6	5	4	9	3	15	19
	園区内人口	10	3		14	1	2	!	9		2	(	30
	認定こども園	0	1	0	3	4	6	4	2	2	6	10	18
	小規模保育	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	_	3
合計	保育所	2	4	_	9	-	3	-	8	_	5	_	31
	市立幼稚園	-	-	-	-	-	-	14	-	15	-	29	-
	<u>合計</u>	3	6	0	13	4	9	18	10	17	11	39	52
	園区内人口	21	16		30	2	.4	2	28	2	28	1	47

園区	種別	0歳児	1歳児	2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計	
		3号	3 <del>号</del>	1号	2・3号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2·3号
	認定こども園	0	8	3	14	24	18	19	21	10	19	56	80
	小規模保育	3	8	ı	8	_	-	_	-	_	-	_	19
三田	保育所	4	32	ı	23	-	33	-	29	-	24	-	145
	市立幼稚園	_	-	-	-	13	-	20	-	29	-	62	-
	合 計	7	48	3	45	37	51	39	50	39	43	118	244
	園区内人口	88	104	ç	8	9	8	9	5	9	2	5	75

園区	種別	0歳児	1歳児	2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計	
		3号	3号	1号	2・3号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2・3号
	認定こども園	0	4	0	5	8	11	15	12	15	8	38	40
	小規模保育	1	8	-	8	-	-	_	-	_	-	_	17
三輪	保育所	8	17	-	20	ı	16	-	20	_	31	_	112
	市立幼稚園	_	-	-	-	15	_	13	-	22	-	50	-
	合 計	9	29	0	33	23	27	28	32	37	39	88	169
	園区内人口	71	62	72		59		64		78		406	

園区	種別	0歳児	1歳児	2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計	
		3号	3号	1号	2・3号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2・3号
	認定こども園	1	1	0	4	9	1	2	5	10	4	21	16
	小規模保育	0	0	-	0	_	-	-	-	-	-	_	0
松が丘	保育所	0	4	-	6	_	5	-	4	-	3	-	22
松か丘	市立幼稚園	_	_	-	-	0	-	6	-	8	-	14	-
	合 計	1	5	0	10	9	6	8	9	18	7	35	38
	園区内人口	15	12	1	9	1	8	1	8	2	6	1	08